

水産流通適正化制度について

令和7年6月

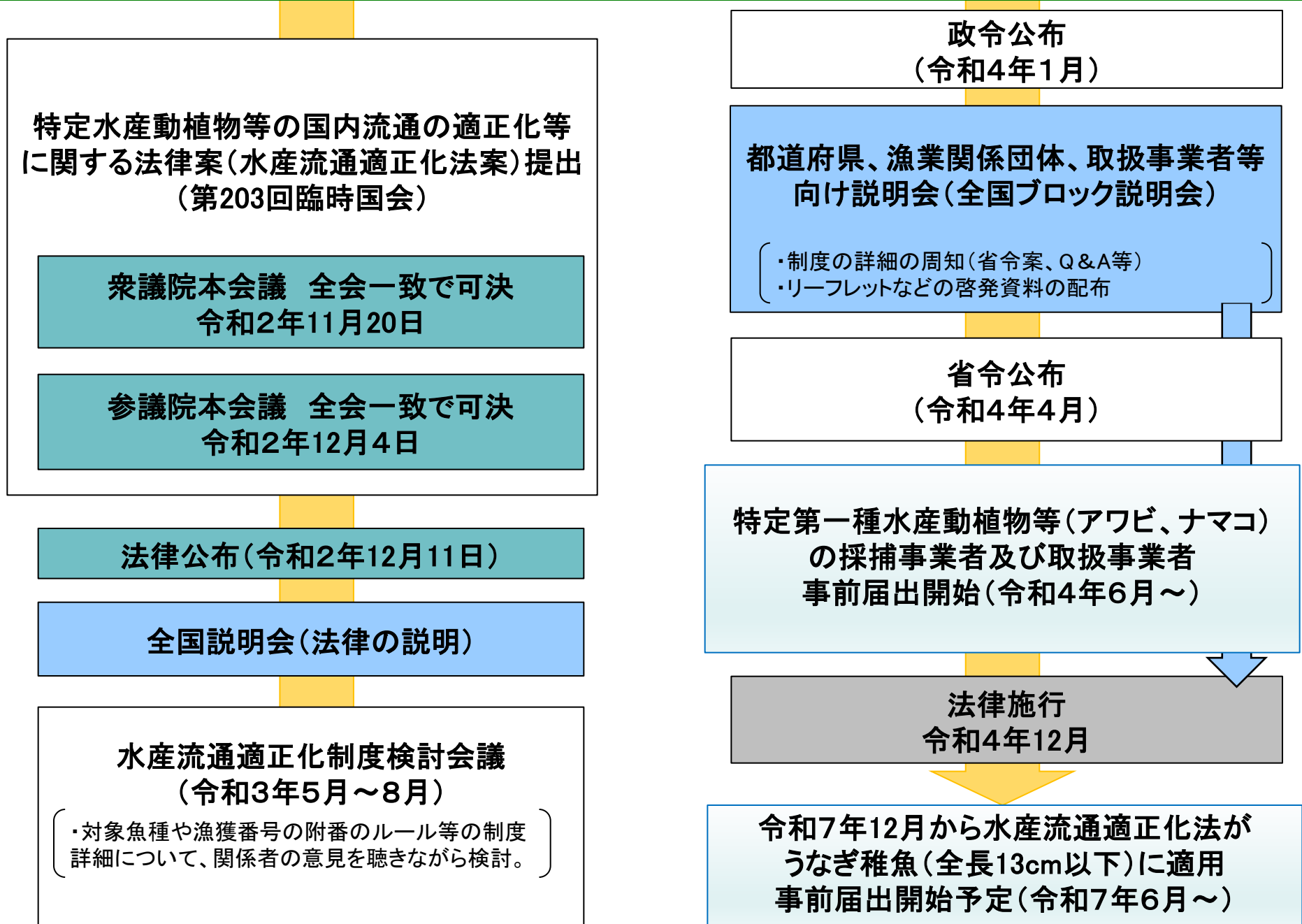
(うなぎの稚魚(全長13cm以下)用)

目次

1	施行スケジュール	 1
2	制度制定の背景及び目的等	 2
3	制度の概要(特定第一種水産動植物等関係)	 7
4	制度の詳細(特定第一種水産動植物等関係)	 10
	I 漁業者及び漁協編	 11
	II 流通事業者編	 21
	III 輸出事業者編	 28
5	参考 罰則	 32

1 施行スケジュール

水産流通適正化制度の施行スケジュール



2 制度制定の背景及び目的等

国際社会でのIUU漁業撲滅に向けた流れ

(※ IUU: Illegal fishing(違法漁業)、Unreported fishing(無報告漁業)、Unregulated fishing(無規制漁業))

- FAO(国連食糧農業機関)は、2001年にIUU漁業対策の考え方を取りまとめた「国際行動計画」を発表。
- 我が国は、「国際行動計画」上の取組について、全て実施済み。
- FAOは、2017年に「漁獲証明制度のための自主的ガイドライン」を策定。

また、昨今の国際的な動向として、
下記のようなIUU漁業撲滅に向けた目標設定が行われている。

SDGs (持続可能な開発目標) (2015年9月)

14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。

G20 大阪首脳宣言 (2019年6月28日・29日)

環境

40. 違法・無報告・無規制(IUU)漁業は、世界の多くの地域において、引き続き海洋の持続可能性にとって深刻な脅威となっているため、我々は、海洋資源の持続的な利用を確保し、生物多様性を含め、海洋環境を保全するために、IUU漁業に対処する重要性を認識しIUU漁業を終わらせるという我々のコミットメントを再確認する。

G7 気候・環境大臣会合コミュニケ (2021年5月20日・21日)

65. IUU漁業が依然として健全な海洋に対する最も深刻な脅威の一つであり、魚類資源の枯渇、競争の歪曲、海洋生息環境の破壊を引き起こし、より良い海洋ガバナンスと効果的かつ持続的な漁業管理を推進する国際的な努力を脅かしていることを認識する。我々は、途上国への支援などを通じ、IUU漁業を抑止するための国際的な協調行動の重要性を認識する。

66. トレーサビリティを向上させるための漁獲証明制度(CDS)などの強力な措置を効果的に実施・施行することにより、IUU漁業を終わらせることにコミットする。

改正漁業法での罰則の強化

- 平成30年の漁業法改正（令和2年12月1日施行）において、大幅に罰則を強化。
- 特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪（罰則は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金）を新設。
- 無許可操業等の罪、漁業権侵害の罪などの罰則を引上げ、全体として罰則を強化。

特定水産動植物の採捕禁止違反の罪を新設

【罰 則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金

【対象行為】 許可、漁業権等に基づかずに**特定水産動植物**を採捕

アワビ、ナマコ、シラスウナギ
を特定水産動植物に指定

密漁品流通の罪を新設

【罰 則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金

【対象行為】 密漁した特定水産動植物又はその製品を、情を知って運搬、保管、取得、処分の媒介・あっせん

無許可操業等の罪について罰則を引上げ

許可を受けずに許可対象となる漁業（例：潜水器漁業、底びき網漁業等）を営んだ者に対して適用されます。

【改正前】 3年以下の懲役 又は 200万円以下の罰金

【改正後】 3年以下の懲役 又は 300万円以下の罰金

漁業権侵害の罪について罰則を引上げ

漁業権の対象となる水産動植物（例：サザエ、イセエビ等）を権限なく採捕した者に対して適用されます。

【改正前】 20万円以下の罰金

【改正後】 100万円以下の罰金

国内流通に係る課題

- 水産物については、一度流通すると、適法に漁獲されたものと違法に漁獲されたものとの判別が困難。
- 流通過程での違法漁獲物の混入を放置すれば、更なる違法漁業が助長されるとともに、水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営が圧迫される。

輸入に係る課題

- 国際社会においてIUU漁業撲滅の実行が求められており、世界有数の水産物輸入大国である我が国においても、既に対策を講じているEUや米国同様、適正な輸入を担保する措置を講じる必要がある。



国内流通の混入防止

- 適法な漁獲物であることを識別できるようにすることが必要。
- 万が一違法漁獲物が流通していることが確認された場合には、流通を追跡できるようにすることが必要。
- 輸出が違法漁獲物流通の抜け道とならぬよう、違法漁獲物の国外流出を防ぐ措置を講じることが必要。

IUU漁獲物の流入防止

- IUU漁業対策に寄与するため、IUU漁業に起因する漁獲物の国内流入を防ぐ措置を講じることが必要。

【目的】

漁獲段階での規制のみでは十分でなく、加工、流通段階で違法な漁業に由来する水産物を排除する仕組みの構築が必要であることから、国内において違法に採捕された水産動植物（違法漁獲物）の流通の適正化を図ることに加え、海外において違法に採捕された水産動植物の輸入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的利用に寄与し、漁業、加工流通業及びその関連産業の健全な発展に資すること。

【効果】

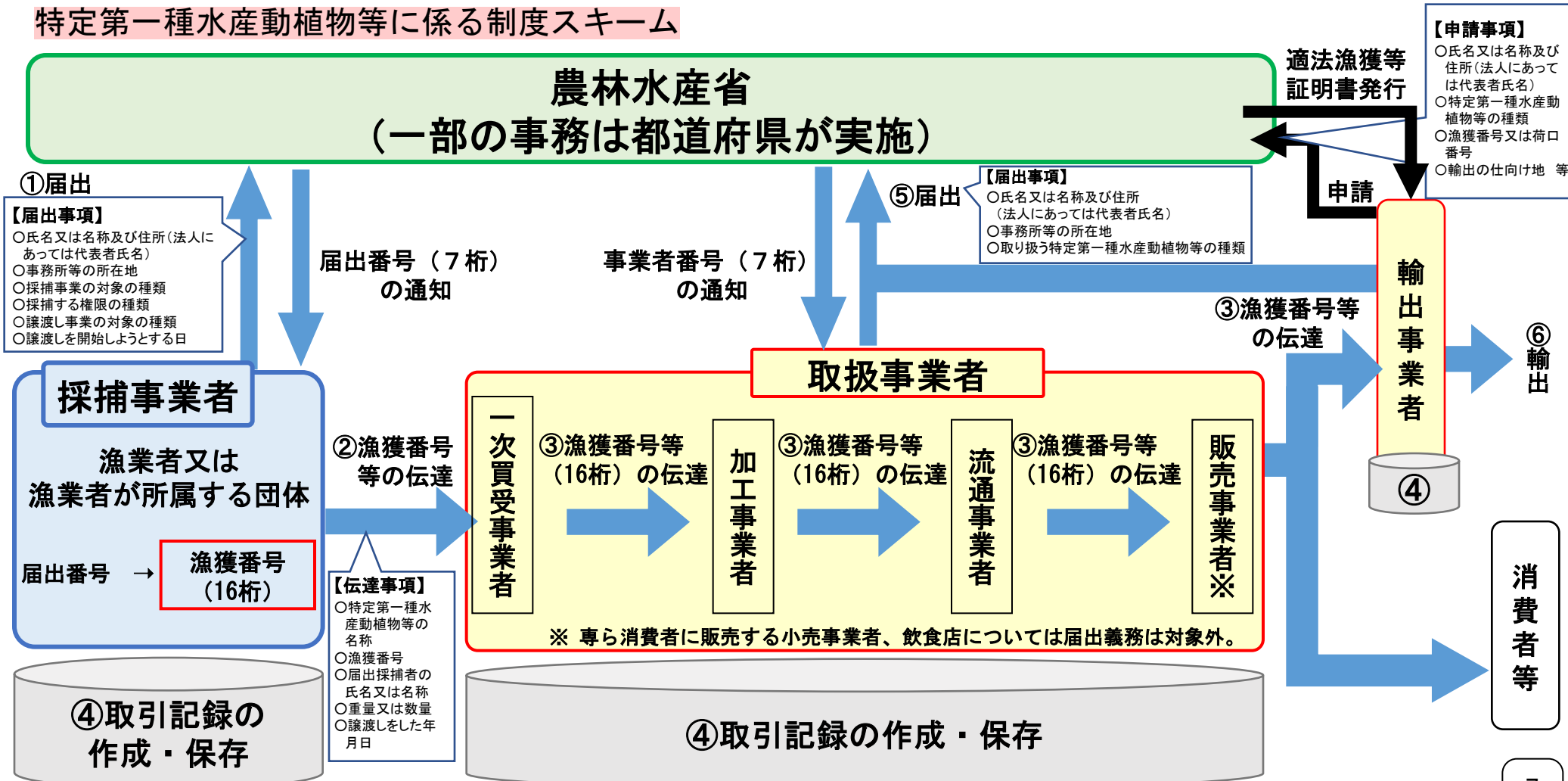
- 違法漁獲物を国内流通から排除することができ、改正漁業法の罰則強化と相まり、密漁等の非漁業者による法令違反件数が減少し、持続的な水産資源の利用が可能。
- 違法漁獲物の国内市場への流入を防ぎ、信頼できる水産物のみが取り扱われ、流通することとなるため、流通事業者、加工事業者等の取り扱う水産物の信頼性の向上、取引の円滑化に寄与。
- 海外からの違法漁獲物の流入を防止することにより、違法漁獲物の国内市場流通への悪影響が排除され、適正な国内市場環境の実現。

3 制度の概要（特定第一種水産動植物等関係）

制度の概要(特定第一種水産動植物等関係)

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種(特定第一種水産動植物)について、
①漁業者等による行政機関への届出、②採捕事業者による漁獲番号等の伝達、③取扱事業者間における情報の伝達、④取引記録の作成・保存、⑤取扱事業者の届出、⑥輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書の添付を義務付ける。

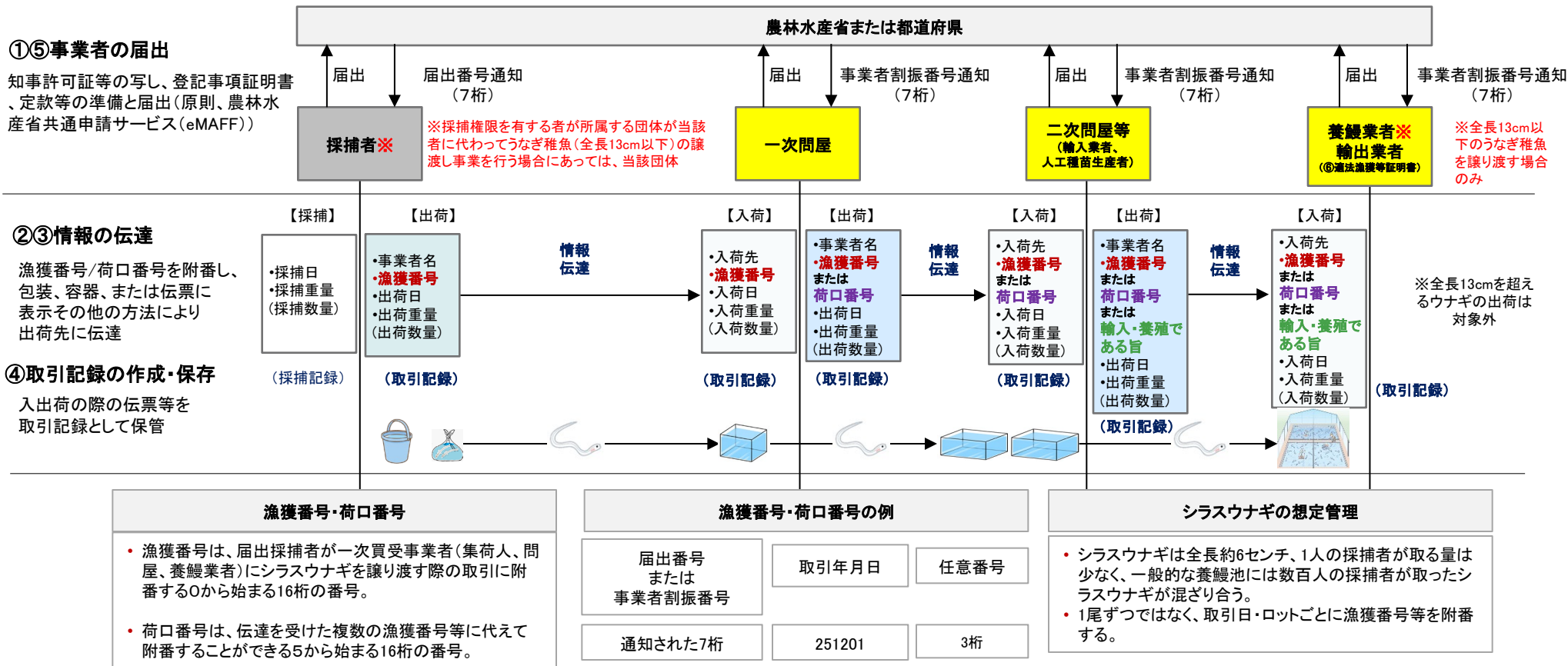
特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム



注: 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

制度の概要(うなぎの稚魚(全長13cm以下)関係)

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種(特定第一種水産動植物)について、
①漁業者等による行政機関への届出、②採捕事業者による漁獲番号等の伝達、③取扱事業者間における情報の伝達、④取引記録の作成・保存、⑤取扱事業者の届出、⑥輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書の添付を義務付ける。



特定第一種水産動植物等取扱事業者に係る義務について

対象者		義務	
特定第一種水産動植物等取扱事業者	漁業者又は漁協 (法人)	採捕事業者の届出	【譲渡す時】 ①漁獲番号の伝達 ②取引記録の作成・保存
	産地市場一次買受人 卸売事業者 仲卸売事業者 水産加工事業者 (一次問屋、二次問屋)	取扱事業者の届出	【譲受ける（引受ける）時】 ○取引記録の作成・保存 【譲渡す（引渡す）時】 ①漁獲番号又は荷口番号の伝達 ②取引記録の作成・保存
	輸出事業者		【譲受ける（引受ける）時】 ○取引記録の作成・保存 【輸出する時】 ○適法漁獲等証明書の申請・添付
	輸入事業者 養殖事業者 (人工種苗生産者)		【譲受ける（引受ける）時】 ○取引記録の作成・保存 【譲渡す（引渡す）時】 ①輸入又は養殖水産物であることの伝達 ②取引記録の作成・保存
	小売事業者 飲食店 宿泊事業者 等	取扱事業者の届出 <u>※専ら消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する者は、届出不要</u>	【譲受ける（引受ける）時】 ○取引記録の作成・保存 【譲渡す（引渡す）時】 ①漁獲番号又は荷口番号の伝達 ②取引記録の作成・保存 <u>※消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する場合は、当該義務は課されない</u>

4 制度の詳細について (特定第一種水産動植物等関係)

【特定第一種水産動植物の指定】

アワビ、ナマコ、**シラスウナギ※（全長13cm以下のウナギ）**の計3魚種を指定

（※シラスウナギについては、令和7年12月から適用）

【特定第一種水産動植物等（加工品）の指定】

特定第一種水産動植物を主な原材料として製造し、又は加工したもの。

※告示の内容

アワビ

- ・冷凍アワビ
- ・くん製アワビ
- ・塩蔵アワビ
- ・乾燥アワビ（水等で戻したものを含む。）
- ・煮アワビ
- ・蒸しアワビ
- ・調味したアワビ（加熱による調理をしてあるか否かを問わない。）
- ・非食用のアワビ加工品

ナマコ

- ・冷凍ナマコ
- ・くん製ナマコ
- ・塩蔵ナマコ
- ・乾燥ナマコ（水等で戻したものを含む。）
- ・調味したナマコ（加熱による調理をしてあるか否かを問わない。）
- ・非食用のナマコ加工品

※ 残さや副産物を使用したものは除く。

対応していただくこと（法律で規定していること）



- ☑ 特定第一種水産動植物（うなぎ稚魚（全長13cm以下））を採捕する場合の届出
（農林水産大臣又は都道府県知事へ）
- ☑ 漁獲番号等の情報伝達（販売先へ）
- ☑ 取引等記録の作成・保存（3年間）

I 漁業者及び漁協編【届出】

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
- (3) 採捕事業の対象の種類(うなぎ稚魚)
- (4) うなぎ稚魚を採捕する権限
- (5) 譲渡しの事業の対象の種類(うなぎ稚魚)
- (6) 譲渡しを開始しようとする日

2 添付書類

- (1) 漁業許可証の写し、漁業権行使権を有することを証する書面等
 - (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等
- ※漁協が漁業者に代わって代理届出することが可能です。
- ※行政庁が、この届出よりも前に許可申請等で提出のあった書類により証明すべき事実を確認することができるときは、当該書類の省略も可能。

3 変更の届出の場合

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 届出した年月日及び届出先
- (3) 通知された届出番号
- (4) 変更した事項
- (5) 変更の年月日
- (6) 変更の理由

	届出する者		届出番号を取得する者	届出先
漁業者個人が届出番号を取得する場合 ※1	漁業者が届出※2	漁業権 漁業者	(届出者と同じ)	都道府県知事
		知事許可 漁業者	(届出者と同じ)	都道府県知事
		大臣許可 漁業者	(届出者と同じ)	農林水産大臣
	委任を受けた 代理人(団体)が届出		漁業権 漁業者	都道府県知事
			知事許可 漁業者	都道府県知事
			大臣許可 漁業者	農林水産大臣
漁協等が届出番号を取得する場合 ※3	漁協等組合員の 採捕権限が 漁業権・知事許可		(届出者と同じ)	都道府県知事
	漁協等組合員の 採捕権限が 大臣許可		(届出者と同じ)	農林水産大臣

※1 法人又は団体を含む。

※2 個人での届出番号取得を希望する者(もしくは法人又は団体)、漁協に所属しない者(もしくは法人又は団体)。

※3 販売事業を行う漁協は、届出番号を取得することが可能。

※ 2つ以上の都道府県知事から知事許可を受けている場合は、農林水産大臣へ届出。

I 漁業者及び漁協編【届出】

4 届出方法

原則、電子申請(eMAFF)で届出を行って下さい。届出後、行政庁の受理・確認後、**届出者へ届出番号(0から始まる7桁)を通知**します。

※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。

都道府県知事又は農林水産大臣の許可、免許等に基づき採捕を行う者



※eMAFFの利用方法や具体的な届出方法については、「届出操作マニュアル」を参照ください(水産庁HPに掲載中)。

eMAFF

【行政庁による確認】

【参考】届出は農林水産省共通申請サービス(eMAFF)で実施

水産流通適正化制度では、採捕事業者及び取扱事業者の届出が義務付けられますが、原則、農林水産省共通申請サービス(eMAFF※)での届出を行って下さい。

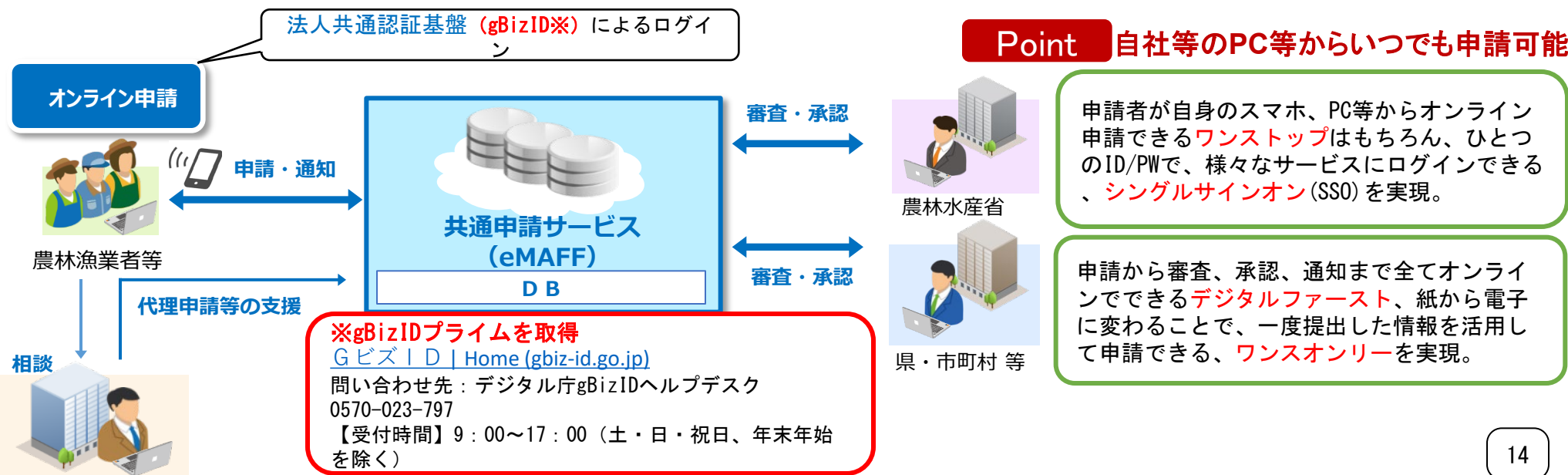
※eMAFFの利用方法や具体的な届出方法については、「届出操作マニュアル」を参照ください(水産庁HPに掲載中)。

※eMAFFとは

農林水産省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス。

農林水産省共通申請サービス(eMAFF)の仕組み

- 農林水産省所管の法令に基づく手続や補助金・交付金の手続(地方自治体の事務も含む) **3000超を対象**。
- 国に対する手続だけでなく、**地方公共団体で完結する手続も含めた共同基盤**として開発。
- 端末操作に不慣れな高齢農業者等に配慮し、支援機関による**代理申請の機能**も装備。



I 漁業者及び漁協編【届出】

(事例) 漁協が届出番号を取得する場合について

広域での届出番号の取得

販売事業を行っている漁協や漁協の支所単位又は県一漁協単位で行政庁に届出を行い、届出番号を取得することが可能。

広域で届出番号を取得して漁獲番号を附番する事例 (県一漁協単位で届出番号を取得する場合)

共通の届出番号を使用することから、取引番号(下3桁)を活用し、地域の取引実態も踏まえ、漁獲物の取引ロットを識別できるように附番して下さい。

(例)

- 支所又は漁村単位ごと
- 出荷単位ごと

など

【附番イメージ】

行政庁から届出番号0234567を通知を受けた漁協のA及びB支所で、2025年12月1日にうなぎ稚魚を取引する場合

	支所番号	出荷先等番号	出荷先等番号
<A支所>			
0234567 251201	010	0234567 251201	015
<B支所>			
0234567 251201	020	0234567 251201	025

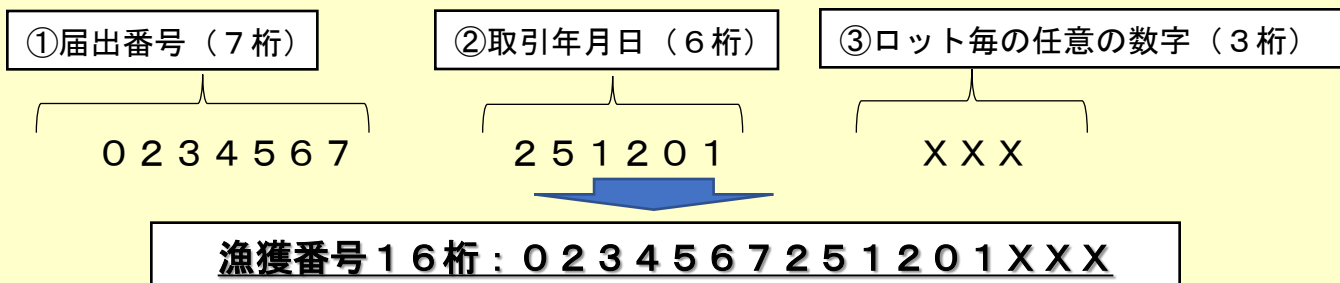
I 漁業者及び漁協編【漁獲番号等の情報伝達】

1 漁獲番号

漁獲番号は、採捕者の届出に対して通知した番号を含む漁獲に関する番号で、以下の数字をその順序により組み合わせて定める16桁の番号です。

- (1) 通知された届出に係る7桁の採捕者を区別する番号（届出番号）
- (2) 特定第一種水産動植物等の販売する年月日を表す6桁の番号
- (3) 譲渡しをする特定第一種水産動植物等のロットの別等を表す3桁の番号

【附番イメージ：届出番号0234567の届出採捕者が2025年12月1日にうなぎ稚魚（全長13cm以下）を譲渡する場合】



2 情報の伝達事項

うなぎ稚魚（全長13cm以下）を取引する際は、以下の伝達事項を買受人等へ伝達して下さい。

- (1) 名称（うなぎ稚魚、シラスウナギ）
- (2) 漁獲番号
- (3) 届出採捕者の氏名又は名称
- (4) 重量又は数量
- (5) 譲渡しした年月日

漁業者・漁協



一次買受人等(問屋、集荷人など)

情報伝達



I 漁業者及び漁協編【漁獲番号等の情報伝達】

3 情報の伝達方法

うなぎ稚魚（全長13cm以下）を取引する際は、以下のいずれかの方法で情報を伝達する必要があります。

- (1) 電子情報処理組織（電子メール、販売システム、ペポルに対応したデジタルインボイス※等）の使用、磁気ディスク（CD等）での交付
- (2) 包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものに表示

※令和5年10月から開始されるインボイス制度における電磁的記録による提供。

実際の取引において取り交わされる伝票類においても、**伝達に必要な事項が記載されていれば、情報伝達義務を果たす**こととなります。

納品伝票を活用した伝達例

納品伝票		2025年12月1日		
送り先	△△水産	出荷者	〇〇〇漁協	
	住所 △県△△市00-00 電話番号 000-000-0000		住所 〇〇県〇〇市00-00 電話番号 000-000-0000	
漁獲番号: 0234567 251201 XXX				
No.	品名	数量	金額	備考
1	シラスウナギ (〇〇県産)	123 g	246,000	
2				
3				
4				

①名称

②重量又は数量

③譲渡した年月日

④届出採捕者の氏名又は名称

⑤漁獲番号

I 漁業者及び漁協編【漁獲番号等の情報伝達】

納品伝票を活用した伝達例

納 品 伝 票		2025年12月1日		
送り先	△△水産	出荷者	〇〇〇漁協	
	住所 △県△△市00-00 電話番号 000-000-0000		住所 〇〇県〇〇市00-00 電話番号 000-000-0000	
漁獲番号: 0234567-_____-__				
No.	品 名	数 量	金 額	備 考
1	シラスウナギ (〇〇県産)	123 g	246,000	
2				
3				
4				

伝票に届出番号を予め表示し、取引年月日（6桁）と取引番号（3桁）部分はblankとする。
⇒伝票様式の変更等での対応例

届出番号

取引年月日

取引番号

漁獲番号 : 0234567 - 251201 - XXX

伝票を渡す際に、取引年月日6桁を記載
(西暦下2桁+年月日4桁)

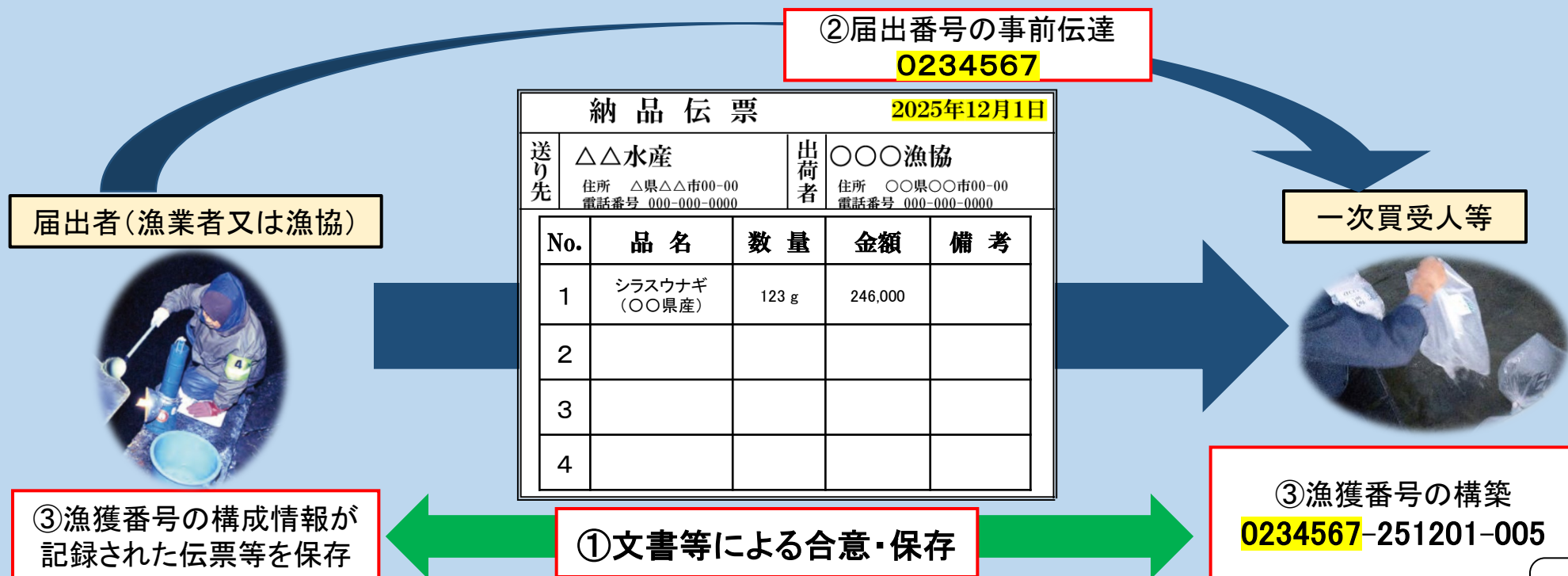
取引番号3桁は、産地の取引実態等に
合わせ柔軟に設定。

I 漁業者及び漁協編【漁獲番号等の情報伝達】

4-① 買受人等の協力を得た漁獲番号の伝達方法・保存方法について

採捕事業者と継続的な取引関係にある買受人等の特定第一種水産動植物等取扱事業者の間において合意がなされ、届出採捕者の届出番号及び合意を行った者の氏名が記載された文書等を保存した場合は、実際の取引に際して漁獲番号を構成するその他の情報を伝達する方法も、漁獲番号の伝達方法の一つとします。

また、漁獲番号の保存方法の一類型として、上記の書面等を保存した上で、漁獲番号の構成情報が記載された伝票等を保存する方法も可能とします。



I 漁業者及び漁協編【取引等記録の作成・保存】

1 記録する事項

問屋など**特定第一種水産動植物等取扱事業者※との間での譲渡し又は廃棄等したとき**は、以下の事項を**記録する必要**があります。

- (1) 名称（うなぎ稚魚、シラスウナギ）、(2) 重量又は数量、(3) 譲渡し、廃棄等した年月日、
- (4) 譲渡し先の氏名又は名称、(5) 漁獲番号

※ 特定第一種水産動植物等取扱事業者に**準ずる者**として「**養鰻業者**」と「**倉庫業者**」を指定しています。

準ずる者にうなぎ稚魚（全長13cm以下）を販売または保管の依頼をする場合は、**販売者または依頼者が(1)～(5)の記録を作成・保存**することが必要です。

(参考)

令和7年12月から**養鰻業者**に対し、漁獲番号または荷口番号（輸入品または人工種苗である場合にはその旨）の**記録・保存が養殖許可の条件として追加される（養鰻業者への情報提供が必要）**。

2 取引等記録の作成方法

- (1) 書面又は電磁的記録
- (2) 事務所等ごと
- (3) 取引期間等に応じて、分類又は整理
- (4) 返品等により取引記録に変更があった場合は、遅延なく、その内容に応じて適正に記録を変更

3 記録の保存期間

譲渡し又は廃棄等した日から**3年間の保存が必要**です。

実際の取引において取り交わされ、税法上一定期間の保存の義務が課されている**伝票類（請求書やペポルに対応したデジタルインボイス等）**においても、**記録すべき事項が全て記載（複数の伝票類の組み合わせでも可）**されていれば、それを**保存しておくことで、取引等の記録の作成・保存義務を果たすこと**となります。

取引記録の作成・保存例

請求書

2025年12月〇〇日

(有)△△水産 御中
住所 △△県△△市〇-〇
電話番号 000-000-0000

12月請求分: 10,800,000円(税込み)

日付	品名	数量	金額	番号
12/1	シラスウナギ	1kg	1,800,000	0234567251201XXX
12/7	シラスウナギ	2kg	3,600,000	0234567251207XXX
12/15	シラスウナギ	3kg	5,400,000	0234567251215XXX

〇〇〇漁業協同組合
住所 〇〇県〇〇市〇-〇
電話番号 000-000-0000

対応していただくこと（法律で規定していること）



- ☑ 特定第一種水産動植物等（うなぎ稚魚（全長13cm以下））を販売等する場合の届出（農林水産大臣又は都道府県知事へ）

※輸入シラス又は人工種苗のみを取扱う場合でも届出が必要です。

- ☑ 漁獲番号又は荷口番号等の情報伝達（販売等先へ）
- ☑ 取引等記録の作成・保存（3年間）

Ⅱ 流通事業者（集荷事業者、問屋等）編【届出】

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
- (3) 取り扱う種類（うなぎ稚魚（天然または人工種苗））

2 添付書類

- (1) 住民票の写し等（**個人**）又は定款及び登記事項証明書（**法人**）
 - (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等
- ※事業者が代わって所属団体等が代理届出することが可能です。

3 届出先

届出する者	届出先
県域事業者 （事務所等※が一の都道府県の区域内にのみある事業者）	都道府県知事
広域事業者 （事務所等※が複数の都道府県にある事業者）	農林水産大臣

※うなぎ稚魚（全長13cm以下）やこれに係る伝票類を取り扱う自社の事業所や営業所のこと

蒲焼き等を提供する店舗等は含まず、また、取引先ではないことに注意。

4 届出方法

原則、電子申請（eMAFF）で届出を行って下さい。行政庁が受理後、**届出者へ事業者割振り番号（5から始まる7桁）を通知**します。

※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。

加工事業者、流通事業者等の取扱事業者



※eMAFFの利用方法や具体的な届出方法については、「届出操作マニュアル」を参照ください（水産庁HPに掲載中）。

e
M
A
F
F

Ⅱ 流通事業者（集荷事業者、問屋等）編

【漁獲番号又は荷口番号等の情報伝達】

1 荷口番号

荷口番号は、水産物が流通過程で荷口の統合や小分けが起きることが多いことから、流通事業者等の負担に鑑み、複数の漁獲番号に代えて伝達可能な番号です。

具体的には、事業者の届出に対して附番した番号を含む取引に関する番号で、以下の数字をその順序により組み合わせて定める16桁の番号です。

- (1) 通知された届出に係る7桁の事業者を区別する番号（事業者割振り番号）
- (2) 特定第一種水産動植物等を譲渡しをする年月日を表す6桁の番号
- (3) 譲渡しをする特定第一種水産動植物等のロットの別等を表す3桁の番号

【附番イメージ：事業者割振り番号5234567の事業者が2025年12月1日にうなぎ稚魚を譲渡する場合】

①事業者割振り番号（7桁）

5 2 3 4 5 6 7

②取引年月日（6桁）

2 5 1 2 0 1

③ロット毎の任意の数字（3桁）

X X X

荷口番号16桁：5234567251201XXX

2 情報の伝達事項

取扱事業者がうなぎ稚魚（全長13cm以下）を譲渡し、引渡しをする際は、以下の伝達事項を取引先へ伝達して下さい。

- (1) 名称（うなぎ稚魚、シラスウナギ）
- (2) 漁獲番号又は荷口番号
(輸入又は養殖物（人工種苗）の場合は、その旨を伝達)
- (3) 譲渡し又は引渡しをした取扱事業者の氏名又は名称
- (4) 重量又は数量
- (5) 譲渡し、引渡しをした年月日

一次買受人
卸売業者、仲卸業者



情報伝達

輸出事業者
養鰻事業者等



Ⅱ 流通事業者（集荷事業者、問屋等）編

【漁獲番号又は荷口番号等の情報伝達】

3 情報の伝達方法

うなぎ稚魚（全長13cm以下）を譲渡し、引渡しする際は、いずれかの方法で情報を伝達する必要があります。

- （１）電子情報処理組織（電子メール、販売システム、ペポルに対応したデジタルインボイス※等）の使用、磁気ディスク（ＣＤ等）での交付
- （２）包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものに表示

※令和５年１０月から開始されるインボイス制度における電磁的記録による提供。

実際の取引において取り交わされる伝票類においても、**伝達が必要な事項が記載されていれば、情報伝達義務を果たす**こととなります。

納品伝票を活用した伝達例

納 品 伝 票		2025年12月1日		
送り先	△△商事	出荷者	〇〇〇水産	
	住所 △県△△市00-00 電話番号 000-000-0000		住所 〇〇県〇〇市00-00 電話番号 000-000-0000	
荷口番号: 5234567 251201 XXX				
No.	品 名	数 量	金 額	備 考
1	シラスウナギ (〇〇県産)	3 kg	5,400,000	
2				
3				
4				

①名称

②重量又は数量

③譲渡し、引渡しした年月日

④取扱事業者の氏名又は名称

⑤漁獲番号又は荷口番号
(輸入又は養殖物の場合は、その旨を記載)

Ⅱ 流通事業者（集荷事業者、問屋等）編

【漁獲番号又は荷口番号等の情報伝達】

納品伝票を活用した伝達例

納 品 伝 票		2025年12月1日		
送り先	△△商事	出荷者	〇〇〇水産	
	住所 △県△△市00-00 電話番号 000-000-0000		住所 〇〇県〇〇市00-00 電話番号 000-000-0000	
荷口番号: 5234567 - -				
No.	品 名	数 量	金 額	備 考
1	シラスウナギ (〇〇県産)	3 kg	5,400,000	
2				
3				
4				

伝票に事業者割振り番号を予め表示し、取引年月日（6桁）と取引番号（3桁）部分はblankとする。
⇒伝票様式の変更等での対応例

事業者割振り番号

取引年月日

取引番号

荷口番号 : 5234567 - 251201 - XXX

伝票を渡す際に、取引年月日6桁を記載
(西暦下2桁+年月日4桁)

取引番号3桁は、取引実態等に合わせ
柔軟に設定。

Ⅱ 流通事業者（集荷事業者、問屋等）編

【取引等記録の作成・保存】

1 記録する事項

流通事業者など特定第一種水産動植物等取扱事業者※1との間での譲受け、譲渡し等又は廃棄等したときは、以下の事項を記録する必要があります。

- (1) 名称（うなぎ稚魚、シラスウナギ）、(2) 重量又は数量、(3) 譲受け、譲渡し等又は廃棄等した年月日、(4) 譲受け、譲渡し等先の氏名又は名称、
- (5) 漁獲番号又は荷口番号※2（**輸入又は養殖物（人工種苗）の場合は、その旨を記録**）

※1 特定第一種水産動植物等取扱事業者に**準ずる者**として「**養鰻業者**」と「**倉庫業者**」を指定しています。
準ずる者にうなぎ稚魚（全長13cm以下）を販売または保管の依頼をする場合は、**販売者または依頼者が（1）～（5）の記録を作成・保存することが必要です**。

（参考）

令和7年12月から**養鰻業者**に対し、漁獲番号または荷口番号（輸入品または人工種苗である場合には**その旨**）の記録・保存が養殖許可の条件として追加される（養鰻業者への情報提供が必要）。

※2 流通事業者など**第一種水産動植物等取扱事業者が漁獲番号に代えて荷口番号を伝達する場合は、当該荷口番号に対応する漁獲番号を記録・保存する必要があります**。

2 取引等記録の作成方法

- (1) 書面又は電磁的記録
- (2) 事務所等ごと
- (3) 取引期間等に応じて、分類又は整理
- (4) 返品等により取引記録に変更があった場合は、遅延なく、その内容に応じて適正に記録を変更

Ⅱ 流通事業者（集荷事業者、問屋等）編

【取引等記録の作成・保存】

3 記録の保存期間

譲渡し等又は廃棄等した日から3年間の保存が必要です。

※漁獲番号に代えて荷口番号を伝達した場合は、伝達した日から3年間、当該荷口番号に対応する漁獲番号の保存が必要です。

実際の取引において取り交わされ、税法上一定期間の保存の義務が課されている伝票類（請求書やペポルに対応したデジタルインボイス等）においても、記録すべき事項が全て記載（複数の伝票類の組合せでも可）されていれば、それを保存しておくことで、取引等の記録の作成・保存義務を果たすこととなります。

請求書を活用した
取引記録の作成・保存例

請求書				
				2025年12月〇〇日
<u>(株)△△商事 御中</u>				
住所 △△県△△市〇-〇				
電話番号 000-000-0000				
12月請求分: 10,800,000円(税込み)				
日付	品名	数量	金額	番号
12/1	シラスウナギ	1kg	1,800,000	5234567251201XXX
12/7	シラスウナギ	2kg	3,600,000	5234567251207XXX
12/15	シラスウナギ	3kg	5,400,000	5234567251215XXX
<u>(有)〇〇〇水産</u>				
住所 〇〇県〇〇市〇-〇				
電話番号 000-000-0000				

対応していただくこと（法律で規定していること）



- ☑ 特定第一種水産動植物等（うなぎ稚魚（全長13cm以下））を輸出する場合の
届出（農林水産大臣又は都道府県知事へ）
- ☑ **適法漁獲等証明書**の交付の申請（農林水産大臣へ）、証明書の
添付（輸出通関時）
- ☑ **取引等記録**の**作成・保存**（3年間）

Ⅲ 輸出事業者編【届出】

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
- (3) 取り扱う種類(うなぎ稚魚)

2 添付書類

- (1) 住民票の写し等(個人)又は定款及び登記事項証明書(法人)
 - (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等
- ※事業者が代わって所属団体等が代理届出することが可能です。

3 届出先

届出する者	届出先
県域事業者 (事務所等が一の都道府県の区域内にのみある事業者)	都道府県知事
広域事業者 (事務所等が複数の都道府県にある事業者)	農林水産大臣

※うなぎ稚魚(全長13cm以下)やこれに係る伝票類を取り扱う自社の事業所や営業所のこと

蒲焼き等を提供する店舗等は含まず、また、取引先ではないことに注意。

4 届出方法

原則、電子申請(eMAFF)で届出を行って下さい。行政庁が受理後、**届出者へ事業者割振り番号を通知**します。

※ eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。

輸出事業者



e
M
A
F
F

※eMAFFの利用方法や具体的な届出方法については、「届出操作マニュアル」を参照ください(水産庁HPに掲載中)。

輸出事業者編【適法漁獲等証明書等の交付の申請、証明書の添付】

- 特定第一種水産動植物等を輸出する場合には、**輸出ごと**に適法漁獲等証明書の**添付**が必要です。
 - 適法漁獲等証明書の**申請**は、**一元的な輸出証明書発給システム※1**で**電子的**に行います。申請にあたっては、**採捕事業者から輸出事業者までの当該特定第一種水産動植物等に関する全ての流通に係る取引記録**の写し等の提出等が必要となります。
- 【具体的な交付申請方法については、「水産流通適正化法第10条に基づく適法漁獲等証明書の交付等に関する取扱要領」及び「電子申請操作マニュアル」を参照。】



流通事業者

1 申請事項

- (1) 申請者の氏名又は名称、住所
- (2) 種類(**うなぎ稚魚(全長13cm以下)**)
- (3) 重量又は数量及び容器等の数
- (4) 輸出の仕向地及び時期
- (5) 輸出事業者の氏名又は名称及び住所
- (6) 輸入事業者の氏名又は名称及び住所
- (7) インボイスの識別番号(該当ある場合)
- (8) 搭載予定地及び搭載予定の船舶名又は航空機名

2 添付書類

- (1) **採捕事業者から輸出事業者までの全ての取引記録の写し**、インボイス、P/L、B/L等の写し ※3
 - (2) 法施行日前に採捕されたものである場合は、当該事実を証する書面
 - (3) 輸入※又は養殖(人工種苗)された特定第一種水産動植物等である場合は、その旨を証する書面
- ※例：原産地証明書、輸入時のインボイス、輸入許可通知書



輸出事業者等

申請

証明書の
交付

証明書の添付

税関

適法漁獲等
証明書※2

輸出

※2 関係法令に違反して採捕されたものではないこと、又は輸入・養殖水産物等であることを証する証明書。

農林水産省

《輸出証明書発給システム》

※1 一元的な輸出証明書発給システムの利用にあたっては、「gBizIDプライム」アカウントが必要です。

Ⅲ 輸出事業者編

【取引等記録の作成・保存】

1 記録する事項

加工事業者など**特定第一種水産動植物等取扱事業者との間での譲受け又は廃棄等したとき**は、以下の事項を**記録する必要**があります。

- (1) 名称（うなぎ稚魚、シラスウナギ）、(2) 重量又は数量、(3) 譲受け等又は廃棄等した年月日、(4) 譲受け等元の氏名又は名称、(5) 漁獲番号又は荷口番号（輸入又は養殖物の場合は、その旨を記録）

2 取引等記録の作成方法

- (1) 書面又は電磁的記録
- (2) 事務所等ごと
- (3) 取引期間等に応じて、分類又は整理
- (4) 返品等により取引記録に変更があった場合は、遅延なく、その内容に応じて適正に記録を変更

3 記録の保存期間

譲受け又は廃棄等した日から**3年間の保存が必要**です。

実際の取引において取り交わされ、税法上一定期間の保存の義務が課されている**伝票類（請求書やペポルに対応したデジタルインボイス等）**においても、**記録すべき事項が全て記載（複数の伝票類の組合せでも可）**されていれば、それを**保存しておくことで、取引等の記録の作成・保存義務を果たす**こととなります。

請求書を活用した
取引記録の作成・保存例

請求書					2025年12月〇〇日
(有)△△水産 御中					
住所 △△県△△市〇-〇					
電話番号 000-000-0000					
12月請求分:10,800,000円(税込み)					
日付	品名	数量	金額	番号	
12/1	シラスウナギ	1kg	1,800,000	1234567251201XXX	
12/7	シラスウナギ	2kg	3,600,000	1234567251207XXX	
12/15	シラスウナギ	3kg	5,400,000	1234567251215XXX	
〇〇〇漁業協同組合					
住所 〇〇県〇〇市〇-〇					
電話番号 000-000-0000					

5 参考

罰則について

特定の水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図るため、下記の罰則を措置。

条項	違反内容	懲役刑	罰金刑
【特定第二種水産動植物の輸入規制に係る罰則】			
第15条	特定第二種水産動植物等について、適法に採捕されたことを証する外国の政府機関発行の証明書等の添付をせず、輸入した場合	1年以下	100万円以下
【特定第一種水産動植物の国内流通規制に係る罰則】			
第16条第1項第1号	特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者が、届出をしないで特定第一種水産動植物等の譲渡しを行い、又は虚偽の届出をした場合	—	50万円以下
第16条第1項第2号	情報伝達及び取引記録の作成・保存の規定を遵守していないと認められ、必要な措置を講ずるべき旨の勧告を受けた届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合に、その勧告に係る措置をとるべきことの命令に違反した場合	—	50万円以下
第16条第1項第3号	特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	—	50万円以下
第16条第1項第4号	特定第一種水産動植物等取扱事業者が、適法漁獲等証明書を添付せずに輸出した場合	—	50万円以下
第16条第1項第5号	特定第一種水産動植物等取扱事業者等若しくは特定第二種水産動植物等の輸入の事業を行う者等に対する立入検査等において、必要な報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告、物件を提出し、又は立入検査の拒否、妨害、忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合	—	50万円以下
第17条	届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者が変更の届出をせず、又は虚偽の変更届出をした場合	—	30万円以下
第18条	法人の代表者等が法人の業務に関して、第15条から第17条に掲げる違反行為をした場合、当該違反行為を行った者を罰するほか、その所属する法人に対しても罰金刑を科す		

(問い合わせ先)

栽培養殖課内水面漁業振興室
内水面企画班

[TEL:03-3502-8489](tel:03-3502-8489)

E-mail: tekiseika_unagi_class1@maff.go.jp